

1.4 労働上の格差の背景にあるジェンダー役割規範

1.4.1 賃金格差を生み出す構造

◆男女間の賃金格差を生み出す構造は、次の3層からなるものととらえることができる。

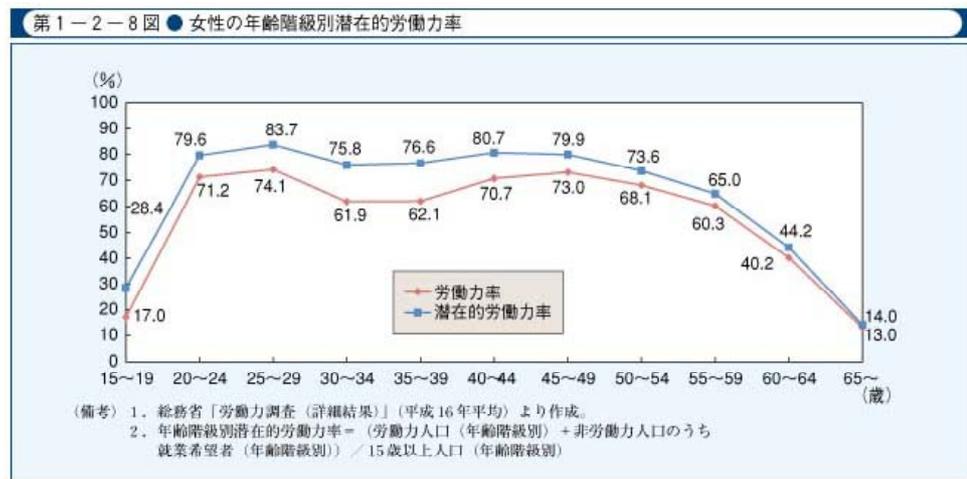
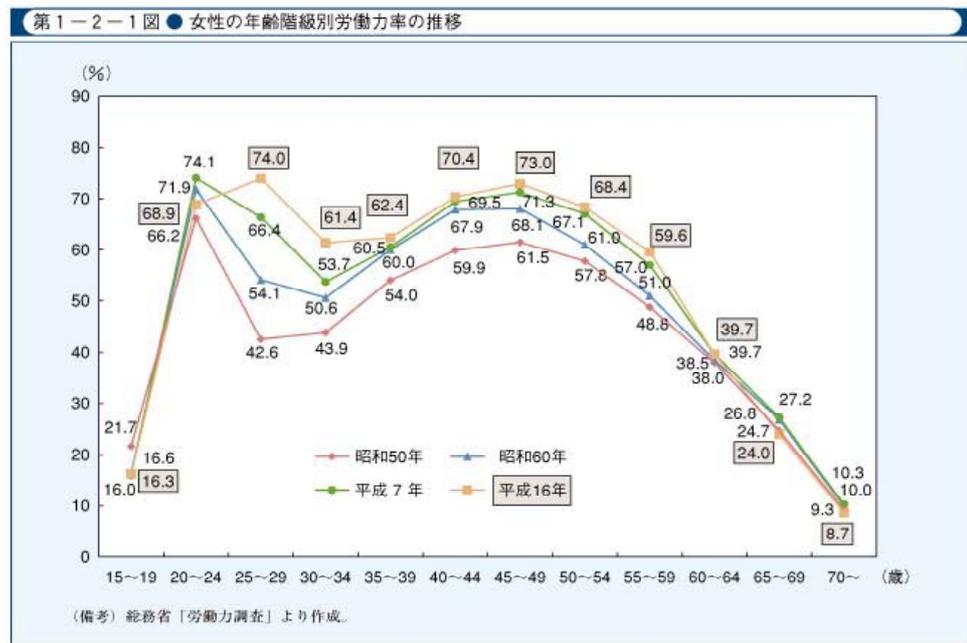
《賃労働領域の性別格差を支える構造:3つの要因》

- ①企業における性別役割期待 (構造的要因)
- ②家庭における性別役割期待 (構造的要因)
- ③女性自身による性別役割取得(主体的要因)

1.4.2 女性と「主婦/母親役割」

1.4.3 女性と「主婦/母親役割」

家事・育児などの「家庭責任」がもたら女性に義務とされていることが、結婚・出産に際して、女性(のみ)の退職を後押ししている。
→M字型就労形態



1.4.4 母性イデオロギーと「三歳児神話」

◆女性の「家事」と「仕事」との二重負担

(時間、分)

(世帯の種類)		仕事・家事時間 (仕事関連時間+家事関連時間)			仕事関連時間			家事関連時間		
		平成3年	平成13年	増減	平成3年	平成13年	増減	平成3年	平成13年	増減
共働き世帯	夫婦のみの世帯	夫	8.00	7.90 (-0.30)	7.99	7.04 (-0.35)	0.21	0.26 (0.05)		
		妻	8.59	8.23 (-0.36)	5.41	5.05 (-0.36)	3.18	3.18 (0.00)		
	夫婦と子供の世帯	夫	8.46	8.28 (-0.18)	8.27	8.02 (-0.25)	0.19	0.26 (0.07)		
		妻	9.53	9.14 (-0.39)	5.14	4.37 (-0.37)	4.39	4.37 (-0.02)		
夫のみ有業の世帯	夫婦のみの世帯	夫	8.47	8.29 (-0.18)	8.28	8.05 (-0.23)	0.19	0.24 (0.05)		
		妻	10.34	9.48 (-0.46)	6.00	5.26 (-0.34)	4.34	4.22 (-0.12)		
	夫婦と子供の世帯	夫	7.38	6.57 (-0.41)	7.15	6.27 (-0.48)	0.23	0.30 (0.07)		
		妻	5.59	5.17 (-0.42)	0.07	0.05 (-0.02)	5.52	5.12 (-0.40)		
夫婦、子供と両親の世帯	夫婦のみの世帯	夫	8.39	8.46 (0.07)	8.14	8.11 (-0.03)	0.25	0.35 (0.10)		
		妻	7.45	7.37 (-0.08)	0.03	0.03 (0.00)	7.42	7.34 (-0.08)		
	夫婦、子供と両親の世帯	夫	8.46	8.59 (0.13)	8.20	8.29 (0.09)	0.26	0.30 (0.04)		
		妻	8.52	8.23 (-0.29)	0.09	0.08 (-0.01)	8.43	8.15 (-0.28)		

(『平成13年社会生活基本調査』より)

◆こうした性別役割分業システムの背後には、根強い「3歳児神話」(子どもが三歳になるまでは母親が育児に専念すべきだ、とする考え方)がある。

☞ 大日向雅美『母性愛神話の罫』(日本評論社、2000年、83頁)

- ◆「三歳児神話」が広められた歴史的経緯
- ◆三歳児神話をめぐる現在の状況

【育児休業法】

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年十二月二十四日法律第百十号)

最終改正:平成一三年一月二七日法律第一四三号

(育児休業の承認)

第二条 職員(非常勤職員、臨時的に任用される職員、配偶者がこの法律により育児休業をしている職員その他の条例で定める職員を除く。)は、任命権者(地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)の承認を受けて、当該職員の三歳に満たない子を養育するため、当該子が三歳に達する日まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

★ただし、育児休業制度が充実することそのものは悪いことではないし、上記制度は「母親」だけに対象を限っているわけではないので、それ自体としては、性別分業を含めた「三歳児神話」そのものに立脚しているとは言えないことに注意。

◆今日、「三歳児神話」について、どのように考えればよいのだろうか?

☞ 「三歳児神話」について考える——大日向 雅美 恵泉女学園大学教授

(財)日本教材文化研究財団 平成14年・研究紀要 第32号 (http://www.jfecr.or.jp/h14_kiyou32/t1-4.html)

「三歳児神話」は以下の三つの構成要素から成る。

- ①子どもの発育における幼少期の重要性。
- ②幼少期の養育には母親が専念すべき。母の愛情は子どもにとって最善であり、女性は生来的に育児の適性を備えているからである。
- ③母親が就労等の理由で育児に専念しないと将来子どもの発達に悪い影響を残す。
→それぞれの要素を検討すると……。

1.5 改革の方向性を探る

◆以上のような状況に鑑みれば、女性の就労パターンとして、

- ・現在における主流であるともいえる「中断・再就職」型において「中断」期間をできるかぎり短くさせる
- ・「再就労」を支援する
等の社会的方策とともに、
- ・「継続勤務」型の拡大を支える社会的方策が必要であろう。

◆このような社会的施策に対応できるよう、企業のあり方も変えねばならない。